

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

## 台伊租税協定の紹介（中）

### (二) 投資による所得（協定第 10 条から第 12 条）

#### 1. 配当

- 「配当」とは、株式・受益株式又は権利・鉱山株式・発起人株式又はその他債権に属さないため利益の配分に参加できる権利により取得する所得、及び会社の他の権利より取得し、配当を分配する会社の居住地領域の税法規定により、株式所得と同様な租税の所得を課徴することを指す。当該配当は、配当を分配する会社の居住地領域の法律規定により、会社の配当又は配当を分配するいかなるの所得項目をみなされるものも含む。
- 控除税率の上限は 10% である。

#### 2. 利息

- 「利息」とは、各種の債権により生じた所得を指し、抵当・担保の有無、及び債務人の利潤分配に参加する権利があるかどうかに係わらず、特に公共債券の所得及び債券又は信用債券の所得を指す。当該債券に付随する固定資産売却益及び賞与も含める。但し、前述の 1. に定める配当とみなす所得項目は含まない。
- 控除税率の上限は 10% である。

#### 3. 権利金

- 「権利金」とは、文芸・芸術又は科学作品すべての著作権への使用又は使用の権利があり、映画ビデオ・すべての特許権・商標権・設計又は模型・計画・秘密配合又は製造過程、若しくは工業・商業又は科学経験に関する情報を含まれ、対価として取得するいかなる方式の給付を指す。
- 控除税率の上限は 10% である。

### (三) 財産取引による所得（協定第 13 条）

#### 1. 不動産の譲渡

定義を適合する不動産<sup>1</sup>を譲渡し、その中から利益を取得する場合、不動

<sup>1</sup> 不動産の定義は、協定第 6 条第 2 項を参照する、「不動産」は、当該財産所在地の法律により定義するものとし、不動産の付随財産・農業及び林業の使用に提供する家畜及び設備・地産に関する一般法律規定を適用する権利を含む。不動産の収益権、並びに、鉱山・水資源及びその他天然資源への採掘、又は採掘の権利があるため、支払う変動又は固定の報酬を取得できる

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

産の所在地領域は税金を徴収することができる。

2. 証券取引所に未上場の株式の譲渡

一方領域の居住者が証券取引所に未上場の株式を譲渡し、当該株式の50%以上の価値は、直接又は間接に相手方領域内の不動産より生じるもの場合、それが取得した利益に対し、相手方領域は課税することができる。

(四) 業務遂行による所得 (協定第 14 条)

ここでいう「業務遂行」とは、独立性のある科学・文芸・芸術・教育又は指導などの活動、及び医師・弁護士・エンジニア・建築家・歯医者及び会計士など独立性のある活動を含むことを指す。

1. 一方領域の居住者が業務遂行又はその他類似性質の独立活動を行い、取得した所得は、当該一方領域のみより税金を徴収する。

2. 次に掲げるいずれの事情がある場合、相手方領域も税金を徴収することができる。

(1) 当該居住者は、当該活動を遂行するため、相手方領域内に固定場所を設けているが、相手方領域は、当該固定場所に帰属する所得のみについて税金を徴収する。

(2) 当該居住者が 1 会計年度において、開始から終了まで、任意の 12 ヶ月期間内に、相手方領域に居留を続け、又は居留期間合計 183 日に達したが、相手方領域は、当該居住者がその領域内で遂行する当該活動より取得した所得のみに対し、税金を徴収する。

(五) 個人労務による所得 (協定第 15 条)

1. 一方領域の居住者は相手方領域において、雇用される形で個人労務活動に従事し、取得した所得 (雇用されることにより取得した給与・賃金及びその他類似の報酬を指す) に対し、相手方領域は税金を徴収することができる。

2. 一方領域の居住者が相手方領域において労務を提供し、取得した所得に対し、次に掲げるすべての条件を適合する場合、相手方の所得税の徴収を免除する。

(1) 当該所得者が 1 会計年度において、開始から終了まで、任意の 12 ヶ月期間内に、相手方領域に居留を続け、又は居留期間合計 183 日に達

---

権利も、「不動産」として認定しなければならない。船・ヨット及び航空機は、不動産にみなさない。

---

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

しない。

- (2) 所得は、相手方領域居住者の使用者又は使用者代表より支払うものではない。
- (3) 所得は、使用者より相手方領域における恒久的施設又は固定場所が負担するものではない。



---

本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を  
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮  
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。